

南九州総合開発協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、南九州地域の総合開発及び自立的発展を図るために、関係市町が相互に連絡協調し、積極的に意見交換を行い、もって当該地域の産業、経済、文化の飛躍的向上に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、南九州総合開発協議会（以下「協議会」という。）という。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 南九州総合開発基本構想の確立
- (2) 国及び県に対する積極的協力援助の要望
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、都城市、日南市、小林市、串間市、曾於市、志布志市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町及び曾於郡大崎町の市町長並びに議会議長をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

2 役員は、総会において選出する。

3 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統理し、協議会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は、協議会の業務を監査する。

(顧問)

第7条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の同意を得て会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第8条 協議会の総会は、会長が招集し、その運営にあたる。

2 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業計画
- (3) 決算及び予算

- (4) 役員の変更
 - (5) 国及び県への要望事項
 - (6) その他協議会の運営に必要な事項
- 3 事務局は、総会で事業経過報告をしなければならない。
(幹事会)
- 第9条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、構成市町の協議会担当部長及び課長をもって組織する。
 - 3 幹事会は、事務局所在市町の協議会担当部長又は課長が招集し、その運営にあたる。
 - 4 幹事会は、協議会の運営に必要な事項について調査研究し、総会に諮る。
(事務局)
- 第10条 協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、会長所在市町の協議会担当部課をもってこれに充てる。
 - 3 事務局は、協議会の総務及び会計事務を行なう。
(経費)
- 第11条 協議会の経費は、負担金、寄附金、その他の収入をもって充てる。
(会計年度)
- 第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(委任)
- 第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

- 附 則
この会則は、昭和53年11月24日から施行する。
- 附 則
この会則は、平成8年5月20日から施行する。
- 附 則
この会則は、平成15年7月7日から施行する。
- 附 則
この会則は、平成18年10月18日から施行する。
- 附 則
この会則は、平成19年8月27日から施行する。
- 附 則
この会則は、平成21年7月8日から施行する。
- 附 則
この会則は、平成22年7月20日から施行する。